

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示**

令和7年 2月 4日
近畿地方整備局長
長谷川 朋弘

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、土木工事の積算にあたって使用する、月刊「積算資料」及び「積算資料電子版」、季刊「土木施工単価」（以下、「積算資料等」という。）に掲載している建設資材及び機械賃料、市場価格等の電子データを購入するものである。

国土交通省土木工事積算基準で設計単価は、物価資料（建設物価・積算資料）等を参考とし入札時の市場価格を決定する事が定められており、新土木工事積算システムに毎月最新の単価を反映させるためには、「積算資料等」の掲載内容と同じ価格の電子データを前月の20日までに必要になる。

このことから、本件の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、下記4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 概要

- (1) 件名 「積算資料」材料単価等電子データ購入
- (2) 購入内容 ①「積算資料」材料単価データ 1回/月
②「積算資料」機械賃料等データ 1回/月
- (3) 納入期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 目的

本件は、積算資料等の情報より近畿地方整備局で利用している新土木工事積算システムへ登録可能な状態の材料単価および機械賃料等の電子データを購入するものである。

また、購入する材料単価及び機械賃料は、近畿地方整備局が利用している新土木工事積算システムへ登録可能な状態とすること。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供」の近畿地域の競争参加資格を有する予定の者であること。
- ③近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- ⑤会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和6年3月29日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- ⑥近畿地方整備局長から説明書の交付を直接受けた者であること。

(2) 承諾に関する要件

本件にあたっては、（一財）経済調査会が唯一有すると認識している「積算料等」の掲載単価データの提供を要するため、あらかじめ著作権を有する（一財）経済調査会に当該購入調達品の納入について書面による承諾を得ること。

(3) 納入体制に関する要件

「積算資料等」の材料単価及び機械賃料の電子データを、当該前月の20日まで（例：5月号であれば4月20日まで）に納入することが可能なこと。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41

大手前合同庁舎 8階

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話06-6942-1141 E-mail kkr-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年2月4日から令和7年2月13日までの土曜日、日曜日、休日を除く毎日10時00分から16時00分まで（説明書交付申請書（別紙）の提出期限は交付期間最終日の12時00分まで）。上記5.（1）に同じ。

原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「「積算資料」材料単価等電子データ購入」を記載すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限及び方法

提出期限：令和7年2月14日12時00分

提出場所：上記5.(1)に同じ。

提出方法：原則として電子メール（件名に「「積算資料」材料単価等電子データ購入」を記載すること、着信を確認すること。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に記載すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和7年3月10日16時00分

(4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供」の近畿地域の競争参加資格を有していない者も上記5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受ける予定の者でなければならない。

(5) 本件は、令和7年4月1日から履行を開始するものとする。

本件にかかる年度開始前の見積徴取時は、契約相手方の決定を保留とした上で、契約の予定者を決定するものであり、契約相手方の決定及び契約締結は令和7年4月1日とする。

なお、本件は、令和7年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした見積徴取であり、当該案件にかかる令和7年度の予算が成立し支出負担行為計画示達日が4月2日以降となった場合は、契約の相手方の決定及び契約締結は支出負担行為計画示達日とする。

また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とし、本予算成立後に全額の契約とする。

(6) 詳細は説明書による。

説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局長

長谷川 朋弘

宛

下記業務の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙をく kkk-ekimu-20@gxb.mlit.go.jp までメールで
送付してください。

件 名： 「積算資料」材料単価等電子データ購入

会 社 名：

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※メールにて交付資料を受領されましたら、
「その旨メールをご返信いただくか」または
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日 令和 年 月 日